

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年10月13日

【四半期会計期間】 第22期第2四半期(自 2022年6月1日 至 2022年8月31日)

【会社名】 株式会社ジェイグループホールディングス

【英訳名】 j -Group Holdings Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中川 晃成

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目4番28号

【電話番号】 (052)243 - 0026(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 林 芳郎

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄三丁目4番28号

【電話番号】 (052)243 - 0026(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 林 芳郎

【縦覧に供する場所】 株式会社ジェイグループホールディングス東京支店
(東京都中央区銀座八丁目3番先)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期 第2四半期 連結累計期間	第22期 第2四半期 連結累計期間	第21期
会計期間		自 2021年3月1日 至 2021年8月31日	自 2022年3月1日 至 2022年8月31日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日
売上高	(千円)	1,409,105	3,582,085	4,703,780
経常損失()	(千円)	1,091,285	612,106	1,900,433
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失()	(千円)	310,309	166,271	602,592
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	353,535	212,157	656,499
純資産額	(千円)	193,054	1,047,721	891,234
総資産額	(千円)	10,473,576	9,915,069	10,743,551
1株当たり 四半期(当期)純損失()	(円)	32.39	19.52	63.31
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	1.2	10.2	8.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	526,280	301,179	674,008
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,029,722	20,416	1,430,240
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	81,115	497,379	689,930
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	677,691	1,478,645	2,249,230

回次		第21期 第2四半期 連結会計期間	第22期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2021年6月1日 至 2021年8月31日	自 2022年6月1日 至 2022年8月31日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失()	(円)	2.89	24.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失のため、記載していません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の国内外における感染拡大の影響については、引き続き状況を注視してまいります。今後の経過によっては当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社グループは、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策に伴う休業・営業時間短縮の影響により、前々連結会計年度と前連結会計年度において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。これにより、金融機関と締結した金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しており、当該財務制限条項が適用された場合、資金繰りに影響が生じ、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しております。

しかしながら、事業面においては、当社グループにおける収益力向上のための施策を実施することにより収益を確保していくとともに、売上原価や人員配置等の見直しや業務効率化等による人件費や業務委託費のコスト削減に注力し、早期に経常利益を計上し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

また、資金面においては、財務制限条項に抵触しましたが、借入先の金融機関に対し、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく当該契約を継続するよう要請しました結果、期限の利益喪失に関わる条項を適用しない旨の書面による承諾を得たことに加え、2022年5月11日付で発行した新株予約権により資金調達を行い、当面の資金状況は安定的に推移する見通しであります。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限が緩和されたことで、経済活動に持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大、更に原油・原材料価格の高騰、円安の進行、ウクライナ情勢の長期化など、依然として先行き不透明な状況となっております。

外食産業におきましては、政府や自治体からの行動制限は緩和されているものの、7月からの新型コロナウイルス感染症の急拡大が大きく影響し、外食需要が弱まっており依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様や店舗スタッフへの安全面等を考慮し、店舗の営業を順次正常化しています。また、人員配置の適正化や収益性の改善を実現させることにより、将来の成長に向けた企業価値の向上を邁進してまいりました。当第2四半期連結累計期間の直営店の出退店におきましては、1店舗を新規出店し、2店舗をリニューアルし、10店舗を閉店いたしました。これらにより、2022年8月末日現在の業態数及び店舗数は、69業態121店舗（国内119店舗、海外2店舗）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は3,582百万円（前年同期比154.2%増）、営業損失は670百万円（前年同期は営業損失1,050百万円）、経常損失は612百万円（前年同期は経常損失1,091百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は166百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失310百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

飲食事業

飲食事業におきましては、お客様の利便性や満足度の向上を図るべく、飲み放題の定額サービスやドミナント展開を活かした当社グループ店舗間での出前サービスに取り組みました。直営店の出退店におきましては、2022年6月「まほろバル」（名古屋市中区）、「モツハラ」（愛知県刈谷市）、8月「MouMouCafe」（愛知県豊橋市）、「きじょうもん」（静岡市葵区）、「てしごと家」（名古屋市中区）、「せきや」（名古屋市中区）を閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高は3,205百万円（前年同期比182.7%増）、営業損失は390百万円（前年同期は営業損失704百万円）となりました。

不動産事業

テナントビル「EXIT NISHIKI」や「jG金山」などの賃貸収入が安定的な収益に寄与いたしました。その結果、不動産事業における売上高は753百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益は96百万円（同39.2%増）となりました。

ブライダル事業

前年同期に比べ婚礼の施工組数や受注残数においては一定程度の回復の兆しは見られたものの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けました。その結果、ブライダル事業における売上高は156百万円(前年同期比60.4%増)、営業損失は42百万円(前年同期は営業損失24百万円)となりました。

その他の事業

卸売業及び人材派遣業等のその他の事業における売上高は128百万円(前年同期比160.4%増)、営業損失は93百万円(前年同期は営業損失3百万円)となりました。

(2) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末における総資産は9,915百万円(前連結会計年度末比828百万円減少)となり、負債は8,867百万円(同984百万円減少)、純資産は1,047百万円(同156百万円増加)となりました。

流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ総額で530百万円減少し2,397百万円となりました。これは、借入金の返済などにより現金及び預金が769百万円減少、休業協力金などにより未収入金が190百万円増加したことなどが主な要因であります。

固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べ295百万円減少し7,515百万円となりました。これは、減価償却及び店舗の閉店などにより有形固定資産が188百万円減少したこと、差入保証金が78百万円減少したことなどが主な要因であります。

繰延資産につきましては、社債発行費が前連結会計年度末に比べ2百万円減少し1百万円となりました。

流動負債につきましては、前連結会計年度末に比べ633百万円減少し2,451百万円となりました。これは、短期借入金が505百万円減少したことなどが主な要因であります。

固定負債につきましては、前連結会計年度末に比べ351百万円減少し6,415百万円となりました。これは、長期借入金が296百万円減少したことなどが主な要因であります。

純資産につきましては、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ186百万円増加したこと、利益剰余金が176百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ156百万円増加し1,047百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローが301百万円の資金減(前年同期は526百万円の資金減)、投資活動によるキャッシュ・フローが20百万円の資金増(前年同期は1,029百万円の資金減)、財務活動によるキャッシュ・フローが497百万円の資金減(前年同期は81百万円の資金減)となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末の資金残高は1,478百万円となり、前連結会計年度末の2,249百万円に比べ770百万円減少しております。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、減少した資金は301百万円(前年同期は526百万円の資金減)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失を158百万円、減価償却費を164百万円、助成金収入が626百万円、助成金の受取額が427百万円、売上債権の増加額が147百万円あったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、増加した資金は20百万円(前年同期は1,029百万円の資金減)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が70百万円、差入保証金の回収による収入が83百万円あったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は497百万円(前年同期は81百万円の資金減)となりました。これは主に、短期借入金の純減少額が500百万円あったことなどによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
A種種類株式	1,000
B種種類株式	1,000
計	18,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の合計で18,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年10月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,622,700	10,727,200	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
A種種類株式	300	300	非上場	単元株式数 1株(注)2
B種種類株式	1,000	1,000	非上場	単元株式数 1株(注)3
計	10,624,000	10,728,500		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. A種種類株式に対する剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下、「A種種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて、以下、「普通株主等」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1,000,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、年率5.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(下記(3)に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)が既に行われているときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して支払われた1株当たり剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年利5.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算

により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。累積した不足額（以下、「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主等に対する配当金の支払いに先立って、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる累積未払A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(4) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、同一事業年度内に、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

当社は、A種種類株主等に対しては、残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

- (1) A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (3) A種種類株主については、会社法第199条4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

A種種類株主は、当社に対し、2023年5月31日以降、取得を希望する日（以下、「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてA種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条2項所定の分配可能額（以下、「分配可能額」という。）を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種種類株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種種類株主から取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種種類株式1株当たりの取得価額は、払込金額相当額に、累積未払A種優先配当金及び金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度において、金銭対価取得請求権取得日を基準日としてA種優先配当金の支払いがなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額を加えた額（以下、「A種種類株式取得価額」という。）とする。なお、A種種類株式取得価額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得する場合は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

A種種類株式1株当たりの取得価額は、上記4.に従い計算されるA種種類株式取得価額とする。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記4.に定めるA種種類株式取得価額の計算における「金銭対価取得請求権取得日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、A種種類株式取得価額を計算する。

6. 譲渡制限

譲渡によるA種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

7. 株式の併合又は分割

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

3. B種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. B種種類株式に対する剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）及びA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に先立ち、B種種類株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を

基準日としてB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、優先配当金に、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、B種種類株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりの優先配当金の額は、B種種類株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（下記1.(5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当社は、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に先立って、B種種類株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。なお、2.(2)に定める金額に、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産分配額

基本残余財産分配額

B種種類株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、B種種類株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

B種種類株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてB種種類株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、B種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種種類株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種種類株式は、抽選又は償還請求が行われたB種種類株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、償還価額に、B種種類株主が償還請求を行ったB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 償還価額

基本償還価額

B種種類株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

基本償還価額 = $1,000,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、B種種類株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.04)^{x+y/365}$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

愛知県名古屋市中区栄三丁目4番28号

株式会社ジェイグループホールディングス

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種種類株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるB種種類株式の取得を「強制償還」という。)。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、取得するB種種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、強制償還価額に、当社が強制償還を行うB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

B種種類株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、B種種類株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。B種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第2四半期会計期間 (2022年6月1日から 2022年8月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	6,490
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	649,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	510.4
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	331,250
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	7,253
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	725,300
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	509.6
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	369,594

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月1日～ 2022年8月31日(注)	普通株式 649,000	普通株式 10,622,700 A種種類株式 300 B種種類株式 1,000	167,118	236,465	167,118	186,465

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2022年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(有)ニューフィールド	名古屋市中区千代田4丁目1-23	1,805,700	17.32
サントリー(株)	東京都港区台場2丁目3-3	300,000	2.88
松永 圭司	愛知県北名古屋市	249,600	2.39
安田 博	愛知県愛西市	206,000	1.98
新田 二郎	名古屋市中区	200,000	1.92
林 芳郎	名古屋市東区	192,000	1.84
林 裕二	東京都墨田区	144,400	1.39
二村 篤志	名古屋市中区	122,000	1.17
石川 智巳	名古屋市天白区	101,400	0.97
新田 浩雅	京都市右京区	70,000	0.67
計		3,391,100	32.53

(注) 上記のほか、自己株式が200,153株あります。

所有議決権数別

2022年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する 所有議決権数 の割合(%)
(有)ニューフィールド	名古屋市中区千代田4丁目1-23	18,054	17.32
サントリー(株)	東京都港区台場2丁目3-3	3,000	2.88
松永 圭司	愛知県北名古屋市	2,496	2.40
安田 博	愛知県愛西市	2,060	1.98
新田 二郎	名古屋市中区	2,000	1.92
林 芳郎	名古屋市東区	1,920	1.84
林 裕二	東京都墨田区	1,444	1.39
二村 篤志	名古屋市中区	1,220	1.17
石川 智巳	名古屋市天白区	1,014	0.97
新田 浩雅	京都市右京区	700	0.67
計		33,908	32.54

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種類株式 300 B種類株式 1,000		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,421,100	104,211	
単元未満株式	普通株式 1,500		
発行済株式総数	10,624,000		
総株主の議決権		104,211	

(注) A種類株式及びB種類株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

【自己株式等】

2022年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社ジェイグループ ホールディングス	名古屋市中区栄三丁目 4番28号	200,100	-	200,100	1.88
計		200,100	-	200,100	1.88

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2022年6月1日から2022年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年3月1日から2022年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、フロンティア監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,259,031	1,489,646
売掛金	92,952	240,305
棚卸資産	1 94,525	1 105,786
未収入金	220,527	410,692
未収還付法人税等	77,305	-
その他	217,765	151,137
貸倒引当金	34,194	-
流動資産合計	2,927,912	2,397,568
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,379,878	2,243,714
土地	3,620,761	3,620,761
その他(純額)	298,779	245,963
有形固定資産合計	6,299,419	6,110,439
無形固定資産		
のれん	377,305	350,393
その他	12,211	7,788
無形固定資産合計	389,517	358,182
投資その他の資産		
投資有価証券	7,330	7,330
差入保証金	989,701	910,750
その他	127,520	131,026
貸倒引当金	2,300	2,150
投資その他の資産合計	1,122,250	1,046,956
固定資産合計	7,811,187	7,515,579
繰延資産		
社債発行費	4,451	1,921
繰延資産合計	4,451	1,921
資産合計	10,743,551	9,915,069

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	70,690	224,840
短期借入金	505,311	-
1年内償還予定の社債	320,000	310,000
1年内返済予定の長期借入金	² 667,249	² 612,492
未払金	913,141	748,185
リース債務	10,398	4,479
未払法人税等	8,368	4,564
未払消費税等	27,425	84,005
株主優待引当金	6,764	11,740
資産除去債務	27,392	-
預り金	395,732	314,967
その他	132,071	136,263
流動負債合計	3,084,546	2,451,539
固定負債		
社債	15,000	10,000
長期借入金	² 5,779,516	² 5,482,899
リース債務	1,800	-
繰延税金負債	659,118	659,118
資産除去債務	70,514	72,797
その他	241,819	190,992
固定負債合計	6,767,770	6,415,808
負債合計	9,852,316	8,867,347
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	236,465
資本剰余金	4,397,652	4,584,118
利益剰余金	3,489,693	3,666,115
自己株式	76,122	76,122
株主資本合計	881,836	1,078,346
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	16,606	65,940
その他の包括利益累計額合計	16,606	65,940
新株予約権	-	5,863
非支配株主持分	26,004	29,452
純資産合計	891,234	1,047,721
負債純資産合計	10,743,551	9,915,069

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年3月1日 至2021年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年3月1日 至2022年8月31日)
売上高	1,409,105	3,582,085
売上原価	593,083	1,271,530
売上総利益	816,022	2,310,555
販売費及び一般管理費	¹ 1,866,315	¹ 2,980,762
営業損失()	1,050,293	670,207
営業外収益		
受取利息	42	29
為替差益	38,168	41,097
金利スワップ評価益	464	50,273
協賛金収入	28,819	12,238
その他	25,246	15,070
営業外収益合計	92,741	118,709
営業外費用		
支払利息	48,588	38,798
金利スワップ評価損	69,376	-
その他	15,769	21,810
営業外費用合計	133,734	60,608
経常損失()	1,091,285	612,106
特別利益		
固定資産売却益	1,454	451
貸倒引当金戻入額	-	18,199
助成金収入	² 1,517,920	² 626,006
特別利益合計	1,519,375	644,657
特別損失		
固定資産売却損	-	721
固定資産除却損	600	-
店舗閉鎖損失	63,746	64,143
減損損失	18,467	16,261
店舗臨時休業による損失	³ 752,044	³ 109,966
特別損失合計	834,858	191,092
税金等調整前四半期純損失()	406,768	158,541
法人税等	92,369	4,281
四半期純損失()	314,399	162,823
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	4,089	3,448
親会社株主に帰属する四半期純損失()	310,309	166,271

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)
四半期純損失()	314,399	162,823
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	39,136	49,334
その他の包括利益合計	39,136	49,334
四半期包括利益	353,535	212,157
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	349,446	215,606
非支配株主に係る四半期包括利益	4,089	3,448

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年3月1日 至2021年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年3月1日 至2022年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	406,768	158,541
減価償却費	113,953	164,726
減損損失	18,467	16,261
のれん償却額	17,733	14,692
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	34,344
株主優待引当金の増減額(は減少)	1,680	4,976
受取利息及び受取配当金	541	30
支払利息	48,588	38,798
金利スワップ評価損益(は益)	68,911	50,273
有形固定資産売却損益(は益)	1,454	270
固定資産除却損	600	-
助成金収入	1,517,920	626,006
為替差損益(は益)	38,168	41,097
店舗閉鎖損失	15,530	64,143
店舗臨時休業による損失	59,717	5,862
売上債権の増減額(は増加)	11,733	147,506
棚卸資産の増減額(は増加)	13,521	11,261
仕入債務の増減額(は減少)	27,975	153,754
未払金の増減額(は減少)	90,603	165,439
未払消費税等の増減額(は減少)	111,162	56,580
その他	121,259	44,687
小計	1,489,208	759,121
利息及び配当金の受取額	540	28
助成金の受取額	1,114,989	427,195
利息の支払額	48,980	38,639
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	103,621	69,357
営業活動によるキャッシュ・フロー	526,280	301,179
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	1,400	1,200
貸付けによる支出	2,025	240
貸付金の回収による収入	3,296	20,149
有形固定資産の取得による支出	1,178,309	70,415
有形固定資産の売却による収入	1,600	2,810
無形固定資産の取得による支出	330	-
差入保証金の差入による支出	8,388	5,910
差入保証金の回収による収入	161,203	83,326
その他	5,368	8,103
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,029,722	20,416

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	51,788	500,000
長期借入れによる収入	103,893	-
長期借入金の返済による支出	436,362	353,455
リース債務の返済による支出	15,282	7,719
社債の償還による支出	15,000	15,000
株式の発行による収入	334,374	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	369,594
新株予約権の取得による支出	950	-
新株予約権の発行による収入	-	9,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	81,115	497,379
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,154	7,557
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,635,964	770,584
現金及び現金同等物の期首残高	2,313,655	2,249,230
現金及び現金同等物の四半期末残高	677,691	1,478,645

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、加盟金収入については、従来、フランチャイズ契約時に一括して収益認識する方法によっておりましたが、契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、第1四半期連結会計期間の期首において、利益剰余金が10,150千円減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の売上高が2,100千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ同額減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-151項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年8月31日)
商品及び製品	40,092千円	34,537千円
原材料及び貯蔵品	54,432	71,248

2. 財務制限条項

当社(以下「保証人」という。)の連結子会社である株式会社ジェイアセット(以下「借入人」という。)は、株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約(当第2四半期連結会計期間末借入金残高2,216,093千円)を締結しております。主要な契約の財務制限条項は以下のとおりで、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの通知により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

借入人

- イ 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ロ 2021年以降に到来する各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失としないようにする。

保証人

- イ 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ロ 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失としないようにする。

前連結会計年度末日において上記保証人口における財務制限条項に抵触しましたが、借入先の金融機関に対し、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく当該契約を継続するよう要請しました結果、期限の利益喪失に関わる条項を適用しない旨の書面による承諾を得ました。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)
給与手当	650,757千円	1,137,850千円

2. 助成金収入

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金及び休業や時短要請等に対する協力金であります。

3. 店舗臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて店舗の臨時休業を行っております。このうち、政府、自治体等による緊急事態宣言・各種要請に基づく臨時休業期間については、当該期間中に発生した各店舗の固定費(人件費、地代家賃、減価償却費等)を「店舗臨時休業による損失」(特別損失)に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)
現金及び預金勘定	686,292千円	1,489,646千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	8,600	11,001
現金及び現金同等物	677,691	1,478,645

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年5月27日開催の株主総会決議に基づき、2021年5月31日付で、有限会社ニューフィールドを割当先としたA種種類株式の発行により300百万円の払込を受けております。当該取引により資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ150百万円増加しております。

また、当社は、2021年5月27日開催の株主総会決議に基づき、2021年5月31日を効力発生日として、資本金を資本剰余金に1,711百万円振り替えており資本金が1,711百万円減少し、資本剰余金が同額増加しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、第三者割当による新株予約権の権利行使により、資本金及び資本準備金が186,465千円増加し、当第2四半期連結累計期間末において資本金が236,465千円、資本剰余金が4,584,118千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損 益計算書計上 額 (注) 3
	飲食	不動産	ブライダル	計				
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	1,123,600	141,369	97,776	1,362,747	46,358	1,409,105	-	1,409,105
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	10,557	578,951	-	589,509	2,996	592,505	592,505	-
計	1,134,158	720,321	97,776	1,952,256	49,355	2,001,611	592,505	1,409,105
セグメント利益又 は損失()	704,605	69,003	24,572	660,174	3,341	663,516	386,777	1,050,293

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、販促制作事業、卸売業及び人材派遣業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 386,777千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「飲食」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては、18,467千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)3
	飲食	不動産	ブライダル	計				
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	3,180,860	136,410	156,764	3,474,036	108,049	3,582,085	-	3,582,085
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	24,977	616,825	86	641,889	20,495	662,384	662,384	-
計	3,205,838	753,236	156,851	4,115,926	128,544	4,244,470	662,384	3,582,085
セグメント利益又 は損失()	390,342	96,026	42,643	336,959	93,159	430,118	240,088	670,207

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業及び人材派遣業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 240,088千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「飲食」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては、16,261千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「飲食」セグメントにおいて、のれんの減損を行なったことにより、のれんの金額に重要な変動が生じております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては、12,187千円であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	飲食	不動産	ブライダル	計				
直営店売上	3,067,772	-	156,851	3,224,623	128,544	3,353,168	45,559	3,307,608
F C売上	125,293	-	-	125,293	-	125,293	-	125,293
店舗外売上	12,772	-	-	12,772	-	12,772	-	12,772
顧客との契約から生じる収益	3,205,838	-	156,851	3,362,690	128,544	3,491,234	45,559	3,445,675
その他の収益 (注)3	-	753,236	-	753,236	-	753,236	616,825	136,410
外部顧客への売上	3,205,838	753,236	156,851	4,115,926	128,544	4,244,470	662,384	3,582,085

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業及び人材派遣業等を含んでおります。

2. 外部顧客への売上の調整額 662,384千円は、セグメント間取引消去であります。

3. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)
1株当たり四半期純損失()	32円39銭	19円52銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	310,309	166,271
普通株主に帰属しない金額(千円)	3,821	27,726
(うち優先配当額(千円))	(3,821)	(27,726)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	314,131	193,997
普通株式の期中平均株式数(株)	9,697,247	9,936,496
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年10月12日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士

藤井 幸雄

業務執行社員

指定社員

公認会計士

本郷 大輔

業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年3月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社の2022年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2021年10月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2022年5月27日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて

継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。